

名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業入札説明書等の補足説明（その3）

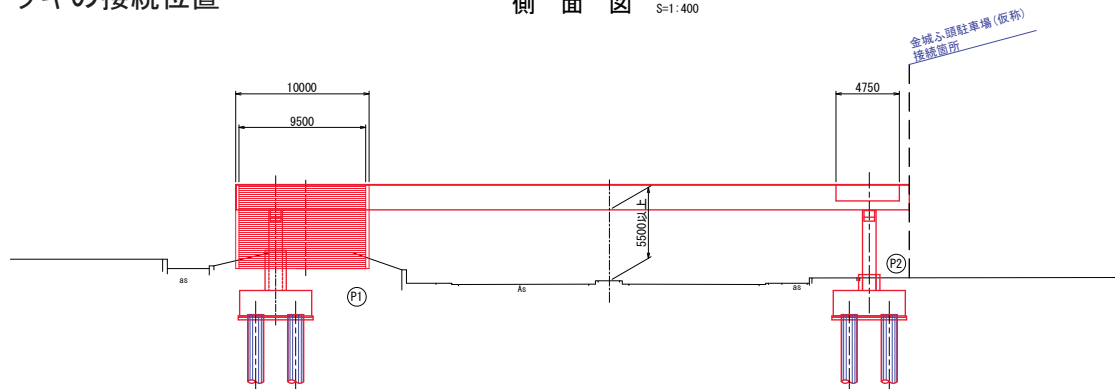
1. 渡り廊下による別棟扱いについて

業務要求水準書資料 10 に示す歩行者用デッキのうち、商業施設に接続する部分（別紙「入札説明書等の補足説明（その3）添付資料」に図示する部分）は、消防用設備等の設置単位を検討する際に、渡り廊下で接続されている2つの建築物（駐車場と商業施設）を別棟として扱うことを想定し、その長さを10mとしています。

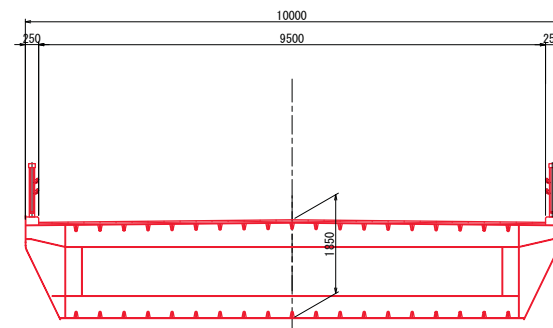
駐車場と商業施設を別棟として扱うことは提案における設計の必須条件ではありませんが、経済性の観点から適切に判断するとともに、別棟としての取扱いをする場合は、歩行者用デッキ及び商業施設からの離隔距離等について法的要件を満たすよう十分な検討を行い、実現可能な計画を提案するよう留意してください。

歩行者用デッキの接続位置

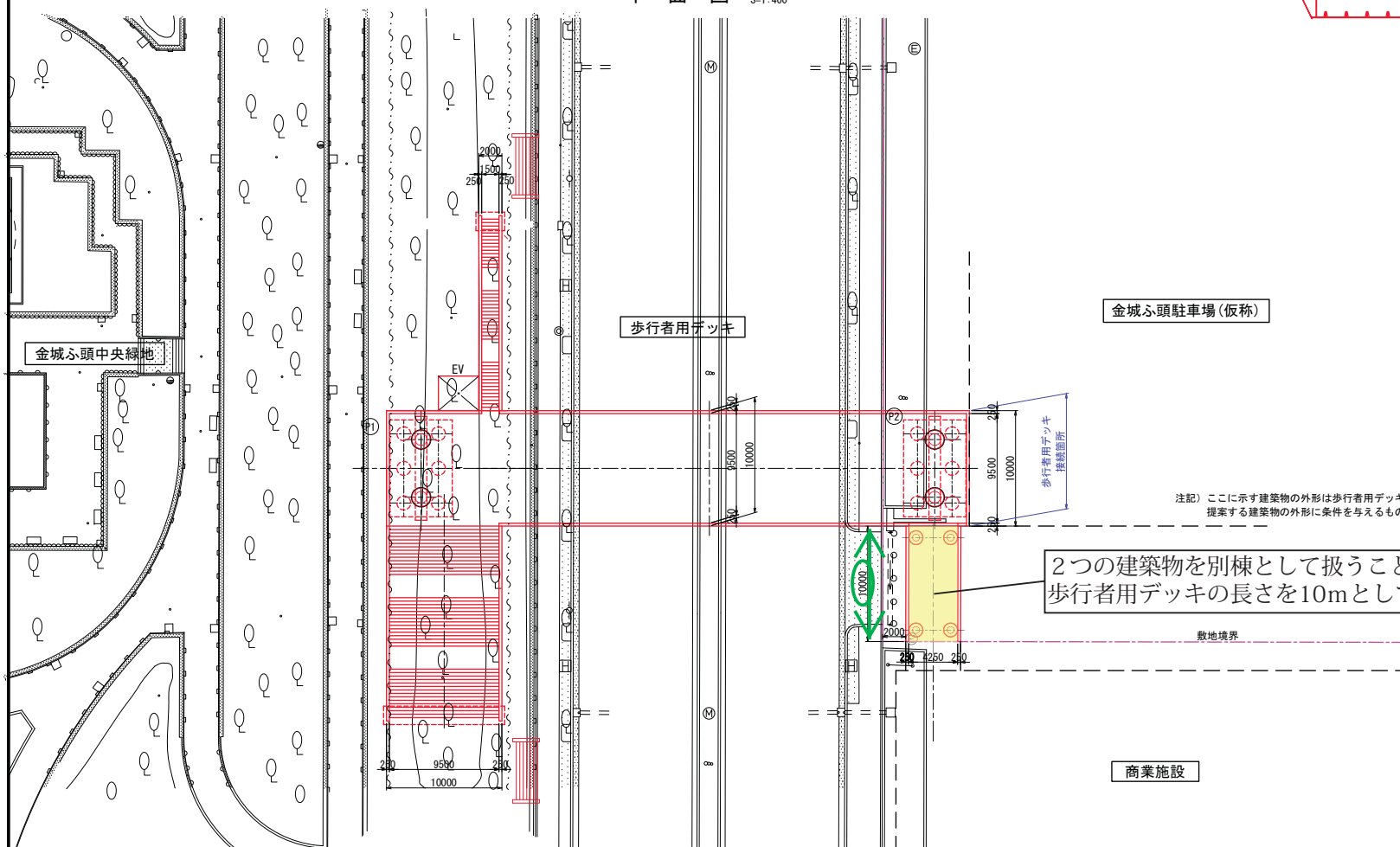
側面図 S=1:400



上部工断面図 S=1:100



平面図 S=1:400



※ 今年度、歩行者用デッキの詳細設計を行いますので、この図面に多少の変更が生じる可能性があります。